

視点

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん



記者は国民の代表

政治家は記者会員を行政サービスとみている、取材行為をそれほど大事に思っていない節がある、と以前に書いた(本欄二〇一七年八月)。こうした杞憂が事実であることさらに言えば、ジャーナリズム活動は単なる商業行為であるとみなしていることが明らかになった。凶ろさもこのことよって、近年の政府がとってきた一連の行為が腑に落ちることも、さらに重大な危機が迫っていることも知ることになる。

一八年六月に発信された官邸から東京新聞への申し入れ

文書は、「国民の代表とは国会議員であって記者は代表ではない」の趣旨と受け取れる。さらに「新聞社は民間企業」にすぎないとして、報道機関の存在意義自体を否定するかの内容も見られる。だからこそ政府は、政府が行ってほしくない国での取材をよそよそする者の旅券(パスポート)を一方向的に没収し、憲法で保障されている移動の自由にストップをかけた。また、気に入らない記者の質問は、公式な会見の場でさえも徹底して妨害することに熱心だ。しかし、言うまでもなく記

取材は知る権利の代行

者活動が国民の知る権利に奉仕するもので、記者クラブの存在とその記者クラブが行う記者会見が、情報を社会に広くそして正確に早く知らせるために、有益な手段であること、裁判所も認めてきた。実際の法制度も適用も、それを前提に行われてきている。こうした現実をいとも簡単にしかも時の政権の一方的な解釈で変えてよいものでは

ないし、それを「例外的な出来事」として社会が「何となく容認」してしまふことは、まさに立憲主義の崩壊である。そして今国会には、具体的な取材規制のための法案を上程予定だ。いわゆるドローン

高江でのヘリパッド補修の工事状況の空中撮影は、すべて禁止されることになる。そうなるご、いまでさえ政府は、二期も建築費も、その移設理由も目的も、ほぼ一切を国家安全保障上の理由等で明らかにしない中で、さらな

禁止法を改正し、広く防衛施設全般の周囲三百メートルの使用を禁止するものだ。これによつて、とりわけ大きな影響が予想されるのが沖縄の米軍基地取材であることは明らかである。すでに政府は、沖縄県紙が撮影した写真を立ち入り制限区域内での撮影と思われる文書で抗議している経緯がある。これからすると、現在進む辺野古の基地建設や、

情報隠しが進み、真相が住民に何も明らかにならない状況が深刻化する。事実にあくせすするための報道機関の取材行為を、同法案は根こそぎ奪うことになるということだ。従来ならこうした場合には、報道活動に関する特別扱いが明文化されてきた。それらは、最低限の知る権利に対する配慮であった。しかし今

謀罪) 法6条の2は、「捜査の) 適正の確保に十分な配慮」を規定したものの、当初検討の思想の自由の文言は削除
18.12.28 官邸から内閣記者会向けに事実上の質問制限が文書で申し入れ
19.2.2 ジャーナリストの常岡浩介氏の旅券を、出国時の空港で没収(2015年2月6日付で杉本祐一氏にも同様の返納命令処分、その後も渡航先を制限したうえで発信)
18.3.5 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律(改正ドローン禁止法)案を閣議決定

取材の自由めぐむるトピック

- 1952.7.21 破壊活動防止法15条は「取材業務に従事する者」に傍聴を特別に許可
- 2000.5.24 ストーカー規制法2条の目的要件で、報道機関の取材行為が除外されることを国会審議で確認の上、21条の「適用上の注意」を規定
- 03.5.30 個人情報保護法50条は対象から「報道機関」を適用除外
- 06.6.8 探偵業法2条②は対象から「報道機関」を適用除外
- 13.12.13 特定秘密保護法22条は「取材の自由」に配慮しないうえで、「不当な方法」は罰する旨を規定
- 17.6.15 組織犯罪処罰法(共

回は、こうした適用除外の条文化に、政府は否定的だといわれている。むしろ近年の法制度は、総論(表現の自由)には一見配慮したように見せかけつつ、各論(取材報道の

自由)にはより厳しくという傾向にある。このあくなき「挑戦」を見過してきては、この国の人権はすべて空文化してしまふことになる。(毎月第2木曜日に掲載)

日々論々

作家でマルチタレントのいとうせいこうさんが東京電力福島第一原発事故で被災した福島県を訪ね、さまざまな人から話を聞くという本企画。事故から八年となった今回は、県外からボランティアで被災地支援に入り、現地で結婚、出産した女性に会いました。女性は「震災後の福島はとても魅力的だ」といいます。その真意は――

昨年秋に富岡町にオープンした情報発信拠点「ふたばいんふぉ」で、鈴木みなみさん(む)は、娘のみちるちゃん(む)を抱っこしながら待っていてくれた。

「山形県出身で、東北から出たいと思いつけて育ったんですよ」と笑顔で話す。ところが、現在は「双葉郡未来会議」の事務局長スタッフ。いわ

んだものね

た。当時は双葉郡の大部分が避難指示区域。いわき市を拠点として避難所などに通ううちに、信じ難い話を聞いた。避難所に止めた避難者の車が、何者かの嫌がらせで傷つけられるという。



双葉郡の富岡町で

避難者と、迎え入れた地元住民の間のあつれきがさまざまに増えた。うそだよ、そんなはずがない」と頭が混乱した。真実を知りたい。そのためには地域の住民になるしかないと考えた。

大学を一年間休学し、いわき市に滞在した。この頃にボランティア仲間の男性と結婚。一度、大学に戻って卒業し、一五年夏に夫婦でいわき市に居を構えた。

現在は子育てをしながら、避難した母子の相談に乗ったり、一度は無人の土地になった被災地に、新たなビジネスを創造する活動の支援などを行っている。そんな生活に心地よさを感じているという。

「避難指示が解除になって双葉郡に住んでいる人は、いろいろな困難にぶつかりながら、どうしたら幸福になれるかと自分で自分に問い返し、答えを見つけた人ばかり。そんな人たちと濃い人間関係を築きながら、一緒に街を作っていく意義がある。これは

園」は4月中旬から、東京・永田町の国会議事堂内の売店に出店する。同園の農作物をはじめ、県内各地の果物、加工品、特産品などを扱う。同園の斉藤登代表(59)は「福島県の農産物の良さを、国民の代表である国会議員に直接PRできるチャンス。多くの方にぜひ、そのおいしさを、良さを知ってもらいたい」と話している。

斉藤代表が理事長を務めるNPO法人「がんばろう福島、農業者等の会」は県内の54農家をつくる。ネットワークの広さを生かし、地元の魅力発信できる「アンテナショップ」として運営する計画。イチゴやコマ、旬の果物で作ったジャム、菓子などを販売する。出店は6月ごろまでの予定。問い合わせは二本松園＝電0243(24)1001＝へ。

日本橋 M.I.D.E.T.T.E しま館
 営業時間 平日・午前10時30分～午後8時
 土日祝日・午前11時～午後6時
 〒303-6262 3977 (年末年始は休館)

さんのコ
 販売
 にも広
 円。問い
 0241(72)

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

二本松農